山口県医師会主催
令和３年度 医療機関税制セミナー

TKC全国会

クリニックの事業承継について

令和４年１月６日

ＴＫＣ全国会 医業・会計システム研究会
税理士　廣瀬　博山

©TKC全国会 2021

病院開設者又は法人の代表者・診療所の開設者又は法人の代表者（平均年齢の推移）

厚生労働省　（「医師・歯科医師・薬剤師調査」より）

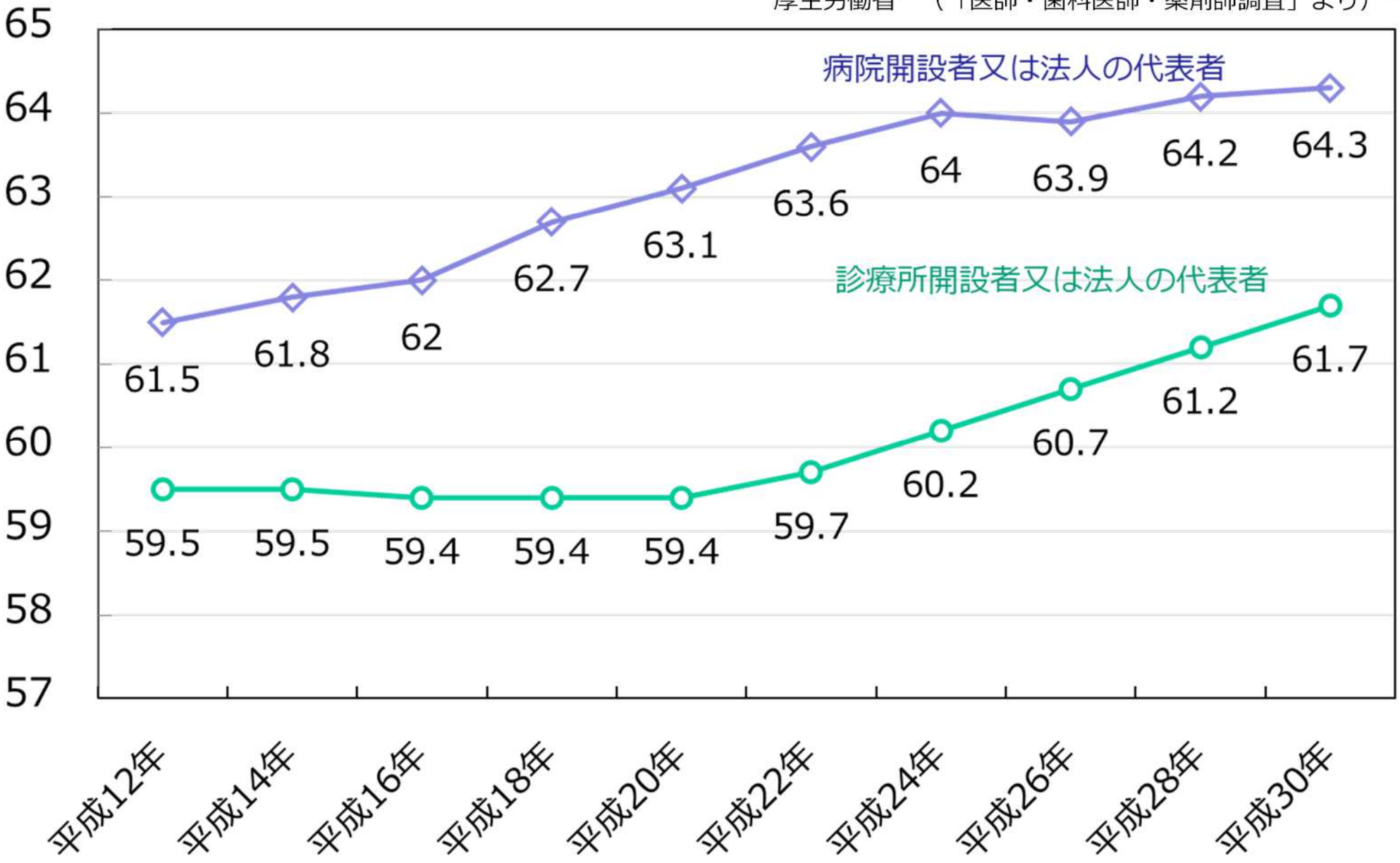

©TKC全国会 2021

病院・診療所の開設者または法人の代表者の年齢構成

病院の開設者又は法人の代表者

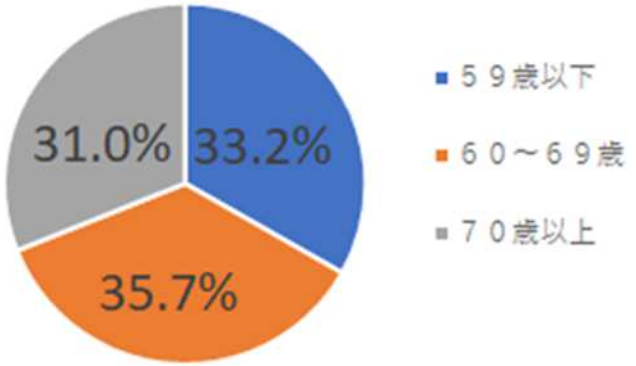

年齢	人数
５９歳以下	1,722
６０～６９歳	1,852
７０歳以上	1,609
総数	5,183

平均年齢は６４．３歳（30.12.31現在）

診療所の開設者又は法人の代表者

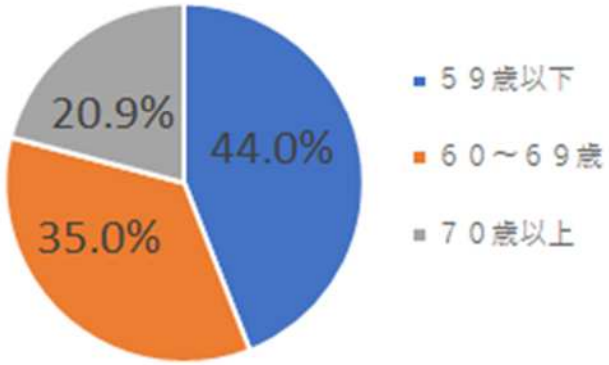

年齢	人数
５９歳以下	31,574
６０～６９歳	25,133
７０歳以上	15,002
総数	71,709

平均年齢は６１．７歳（30.12.31現在）

出典：厚生労働省　平成３０年医師・歯科医師・薬剤師統計より

©TKC全国会 2021

開設者別にみた施設数・病床数

	病院			一般診療所			歯科診療所		介護老人保健施設	
	施設数		病床数	施設数		病床数	施設数		施設数	
総数	8,255	100.0%	1,513,605	102,776	100.0%	87,938	68,272	100.0%	4,322	100.0%
医療法人	5,693	69.0%	844,327	44,217	43.0%	67,428	15,136	22.2%	3,254	75.1%
個人	160	1.9%	14,958	40,540	39.4%	14,765	52,523	76.9%	-	-
総数に占める比率	5,853	70.9%	859,285	84,757	82.5%	82,193	67,659	99.1%	3,254	75.1%

病院・診療所数は令和2年6月30日、介護施設数は平成29年10月1日現在

- ✓ **病院の総数は8,255施設**
  医療法人が開設する病院は5,693施設あり、総数の69.0%
  個人の開設する病院は160施設あり、総数の1.9%（合わせて70.9%）
- ✓ **一般診療所の総数は102,776施設**
  医療法人の開設する診療所は44,217施設あり、全体の43.0%
  個人の開設する診療所は40,540施設あり、総数の39.4%（合わせて82.5%）
  【参考】：社会福祉法人立診療所が10,102施設ある。
- ✓ **歯科診療所の総数は68,272施設**
  医療法人の開設する歯科診療所は15,136施設あり、総数の22.2%
  個人の開設する歯科診療所は52,523施設あり、総数の76.9%（合わせて99.1%）
- ✓ **介護老人保健施設の総数は4,322施設**
  医療法人の開設する介護老人保健施設の比率は、総数の75.3%

©TKC全国会 2021

平成31年度税制改正で個人版事業承継税制が創設された

TKC全国会

1．大綱の概要

個人事業者の事業承継を促すため、10年間限定で、事業継続を前提に、土地、建物、機械・器具備品等に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する制度を創設する。

2．制度の内容

・相続時・生前贈与時いずれにおいても、事業用の土地※、建物※ 、その他の一定の減価償却資産について、課税価格の100%に対応する額を納税猶予する。
　※土地は面積400㎡までの部分、建物は床面積800㎡までの部分に限る。
・法人の事業承継税制と同様、担保を提供し、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付する。
・相続前３年以内に事業の用に供された宅地等は、小規模宅地特例の対象から除外する（ただし事業実態がある場合は適用可）。

＜個人事業者の意義＞

①顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓
②創業等を通じた個人の能力の発揮
③自立的で個性豊かな地域社会の形成

（小規模基本法第3条）

＜政策目的＞ 事業の持続的な発展

＜目的実現のための施策＞ （小規模基本法第3条）

（小規模基本法第16条） 事業承継の円滑化 ― 事業継続に不可欠な事業用資産の承継に伴う相続税負担の軽減が必要

＜施策の必要性＞

純資産4,800万円※超の個人事業者が所有する事業用資産の構成

※4,800万円：相続人が配偶者と子供2人の場合の相続税の基礎控除額

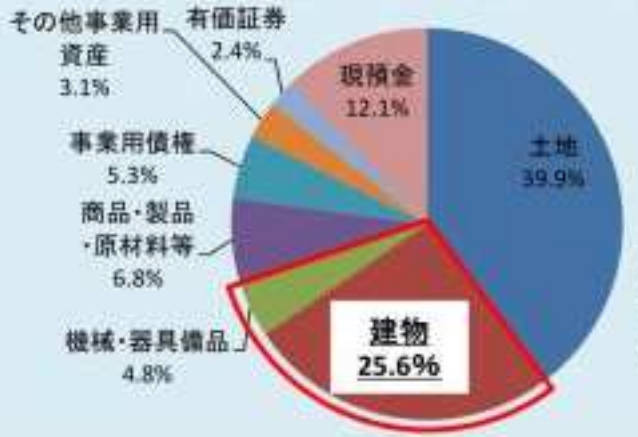

【出典】中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」を再編加工。

（2-1）個人版事業承継税制の創設（相続税・事業税）

TKC全国会

- 今年度、事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、法人向けの事業承継税制の認定申請件数は飛躍的に増加（※）。
- 個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、**個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設**する。

※拡充前の事業承継税制の平成29年度における認定件数は年間400件程度であったが、拡充後の事業承継税制の足元における申請件数は年間4000件に迫る勢い。

改正概要

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

○**土地・建物**（土地は400㎡、建物は800㎡まで）

○**機械・器具備品**

（例）工作機械・パワーショベル・診療機器　等

○**車両・運搬具**

○**生物**（乳牛等、果樹等）

○**無形償却資産**（特許権等）

等

【工作機械】

【診療機器】

② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③ 納税額の全額（100%）が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

④ 10年間の時限措置

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

注１：制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づく認定が必要
②平成31年度から５年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注２：既存の事業用小規模宅地特例との選択制

TKC全国会

➢先代事業者（贈与者又は被相続人）の事業用資産で次に掲げるもの。

（注1）生計を一にする配偶者等の資産を含む。

（注2）前年分の青色申告書（65万円控除）に係る 貸借対照表に計上されているものに限る。

１　宅 地 等（宅地等の面積合計400㎡以下の部分）

２　建　　物（建物の床面積合計800㎡以下の部分）

３　2以外の減価償却資産（償却資産税の対象となるもの、自動車税で営業用の標準税率が適用されるものなど）

©TKC全国会 2021

経営承継円滑化法の概要

TKC全国会

１．事業承継税制

①非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

◇中小企業の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続等又は贈与により取得した場合において、一定の要件を満たすときは、相続税・贈与税の納税が猶予及び免除されます。

②個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

◇個人事業者の円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が都道府県知事の認定を受け、先代事業者から相続等又は贈与により事業用資産を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、相続税・贈与税の納税が猶予及び免除されます。

事業承継の円滑化

地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

２．民法の特例

◇後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができます。

①非上場株式等に対する民法の特例

- 贈与した非上場株式等を遺留分侵害請求の対象外に（除外合意）
- 後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分侵害請求の対象外に（固定合意）

②個人の事業用資産に対する民法の特例

- 贈与した事業用資産を遺留分侵害請求の対象外に（除外合意）

３．金融支援

◇経営者の死亡等に伴い必要となる資金及びM&Aにより他の事業者から事業を承継するための資金の調達を支援するため、都道府県知事の認定を受けた中小企業者及び後継者個人に対して、以下の特例を設けています。

①中小企業信用保険法の特例

（対象：中小企業者）

②株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

（対象：後継者個人）

⇨ **親族外承継**や**個人事業主の事業承継**を含め、幅広い資金ニーズに対応

第一種認定

先代事業者から後継者への贈与/相続が対象となります。

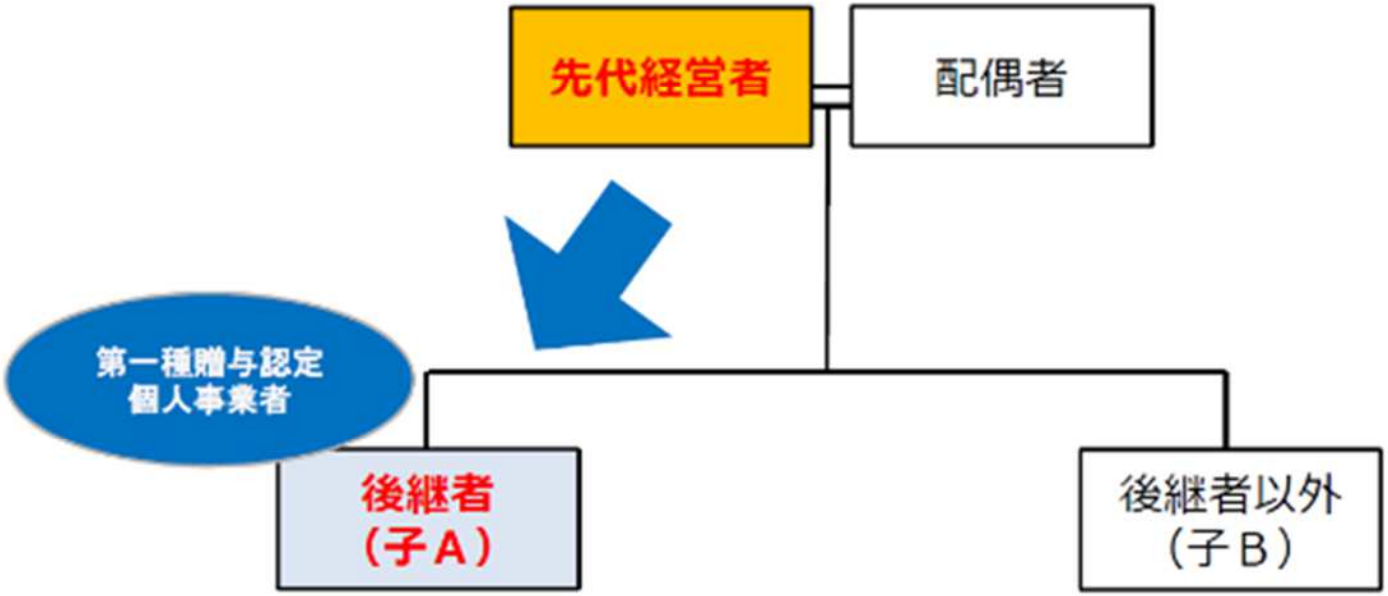

先代事業者から特定事業用資産を贈与/相続

©TKC全国会 2021

TKC全国会

第二種認定

最初に先代事業者からの移転が行われている必要があります。
先代事業者からの贈与/相続以後、1年以内に行われた同一生計親族等からの贈与/相続が対象※となります。
※先代事業者が自己の事業の用に供し、かつ、先代事業者の青色申告書に記載されていた生計一親族等保有の特定事業用資産が対象となります。

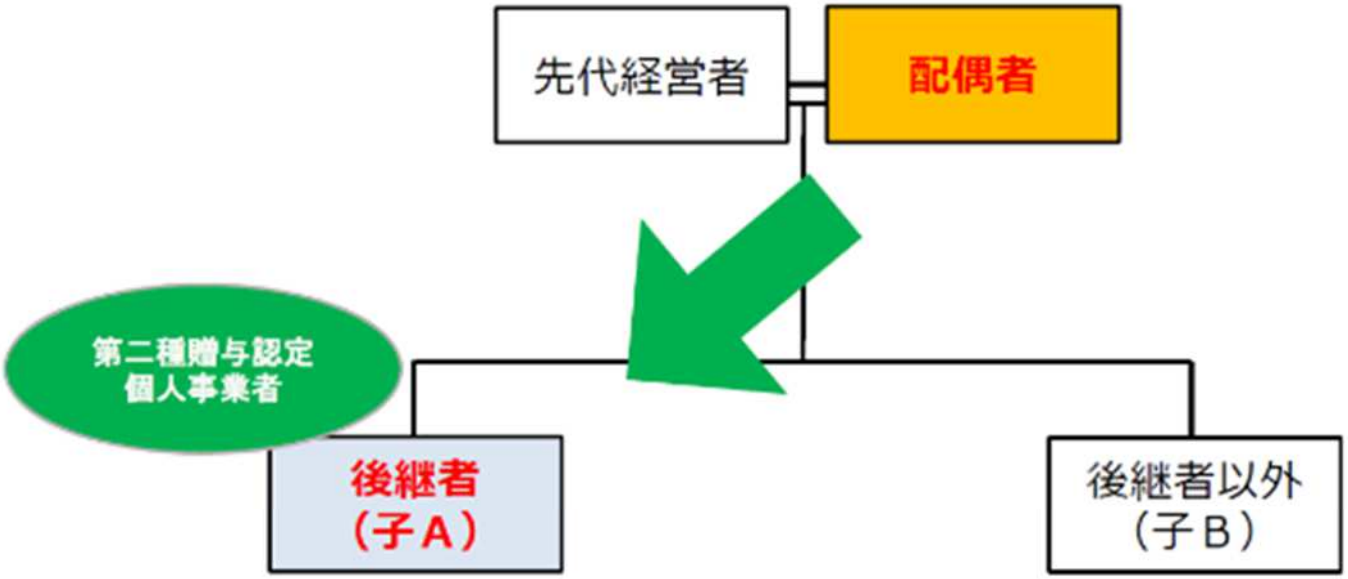

先代事業者の同一生計親族等から特定事業用資産を贈与/相続

※後継者は、第一種贈与認定個人事業者であり、かつ、第二種贈与認定個人事業者となります。

©TKC全国会 2021

TKC全国会

- 「被相続人」から相続又は遺贈により事業に係る特定事業用用資産の全ての取得をした事業相続人が、相続税の期限内申告書に特例規定の適用を記載した場合、担保提供を条件に事業相人等の死亡の日まで、 その事業用資産に対する相続税の納税を猶予する。

（注1）相続開始年、前年、前々年に青色申告書を提出していること。

（注2）平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の取得に限る。

©TKC全国会 2021

（担保の種類）
第50条　国税に関する法律の規定により提供される担保の種類は、次に掲げるものとする。
一　国債及び地方債
二　社債その他の有価証券で税務署長等が確実と認めるもの
三　土地
四　建物、立木及び登記される船舶並びに登録を受けた飛行機、回転翼航空機　及び自動車並びに登記を受けた建設機械で、保険に附したもの
五　鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
六　税務署長等が確実と認める保証人の保証
七　金銭

※相続又は遺贈により取得した財産以外の相続人固有の財産でもかまわない。

©TKC全国会 2021

TKC全国会

➢次に掲げる要件（注） の全てを満たす者をいう。

イ　中小企業者（常勤従業員100人以下）であって特例円滑化法認定を受けていること。

ロ　相続開始の直前に特定事業用資産に係る事業（同種・類似の事業を含む。）に従事していたこと。

（注：被相続人が60歳未満で死亡した場合を除く。）

ハ　相続税の申告書の提出期限 までに特定事業用資産に係る事業を引き継ぎ、その資産の全てを事業の用に供していること。

ニ　後継者は開業届出書を提出し、青色申告すること。

ホ　資産保有型事業等に該当しないこと。

ヘ　特定事業用宅地等の「小規模宅地等の評価減特例」と選択適用となる。

©TKC全国会 2021

〔参考〕　小規模宅地等の特例

(1)　特例の概要

小規模宅地等の特例は、相続等により取得した宅地等のうち被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた一定の宅地等について、一定の面積までの部分につき、その相続税の課税価格を次のとおり減額する特例です。

なお、この特例の適用を受けるためには、その宅地等を取得した者が相続税の申告期限まで、その宅地等を保有し、事業の用又は居住の用に供しているなど、一定の要件を満たす必要があります。

用途	区分	限度面積	減額割合
事業用	特定事業用宅地等	400㎡	80%
貸付事業用	特定同族会社事業用宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用宅地等	200㎡	50%
居住用	特定居住用宅地等	330㎡	80%

【参考】個人版事業承継税制と小規模宅地等の特例（特定事業用宅地等）の主な違い

	個人版事業承継税制	小規模宅地等の特例
事前の計画策定等	5年以内の個人事業承継計画の提出 平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 平成31年1月1日から 令和10年12月31日まで	なし
承継パターン	贈与・相続等	相続等のみ
対象資産	・宅地等（400㎡まで） ・建物（床面積800㎡まで） ・一定の減価償却資産	宅地等（400㎡まで）のみ
減額割合	100%（納税猶予）	80%（課税価格の減額）
事業の継続	終身	申告期限まで

TKC全国会

１．事業用資産が事業の用に供されなくなった場合の納税

事業の用に供されなくなった日から2月を経過する日をもって納税猶予打ち切り。

→（相続税と利子税を併せて納付する。）

２．特　例

(1) 買換えの場合

所轄税務署長の承認が必要となる。

①譲渡日から1年以内に譲渡対価で事業用資産の取得（買換え）をした場合には、納税猶予は継続される。

②譲渡日から1年を経過する日に、承認を受けた対価の全部・一部が買換えに充てられていない場合には、充てられていない部分の相続税額と利子税を併せて納付する。

(2) 損耗等による廃棄の場合

特例事業用資産の陳腐化、腐食、損耗などにより廃棄した場合には廃棄日から2月以内に税務署長に届出書を提出した場合には納税猶予は継続される。

©TKC全国会 2021

会社設立に伴う現物出資による全ての特例事業用資産の移転

TKC全国会

➢特例事業用資産が、特例事業相続人等の事業の用に供されなくなった場合で、事業の用に供されなくなった事由が特定申告期限（注）の翌日から5年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資による全ての特例事業用資産の移転であるときは、特例事業用資産の移転につき納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該承認に係る移転はなかったものとみなされ、現物出資により取得した株式又は持分は納税猶予特例を受ける特例事業用資産とみなされる。

（注）特定申告期限とは、 相続税の納税猶予特例を受ける特例事業相続人等に係る最初の相続税の申告書の提出期限又は贈与税の納税猶予特例に係る贈与税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいう。

※個人開業医の医療法人成りの場合

⇨　新規設立医療法人は「持分なし」のみ！！

➢未分割の場合

相続税の申告書の提出期限までに、まだ分割されていない場合には、その分割されていない資産は相続税の申告書に納税猶予特例の適用を受ける旨の記載をすることができない。（特例が受けられない！）

©TKC全国会 2021

医師と歯科医師の組み合わせ

（質問）

先代（親）が医師で内科診療所を開業していたところ、後継者（子）の歯科医師が内科診療所の資産を相続し、歯科診療所を開業した場合に、個人版承継税制を利用できるのか。
また、個人版承継税制が利用できる場合の要件はどのようなものか。

（見解）

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、円滑化法）及び租税特別措置法ともに 転業を禁止していない ため、円滑化法認定における要件と租特法における要件のいずれも満たす場合には、個人版事業承継税制を適用できる可能性はあると考えます。
後継者（受贈者、相続人等）の要件、先代事業者等（贈与者、被相続人）の要件を満たしていること等については、都道府県知事の「円滑化法の認定」が必要となるため、円滑化法の要件の個別の判断については、都道府県にご相談下さい。

©TKC全国会 2021

猶予税額の免除（全額免除）が受けられる場合

(1) 事業相続人等が死亡した場合

(2) 5年を経過する日後に、特例事業用資産の全てにつき「贈与税の納税猶予・免除特例」の適用に係る贈与をした場合（例:2代目から3代目に贈与した場合）

(3) 特例事業相続人等が事業を継続することができなくなった場合（事業を継続することができなくなったことについてやむを得ない理由（注）がある場合に限る。）

（注）やむを得ない理由

①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳（**障害等級が１級**）の交付を受けたこと

②身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳（**身体上の障害の程度が１級又は２級**）の交付を受けたこと

③介護保険法の規定による要介護認定（**要介護状態区分が要介護５**）を受けたこと

©TKC全国会 2021

「事業の継続が困難な一定の事由」が生じた場合の一部免除について

事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合※1に、特例事業用資産等の全部の譲渡等をしたとき又はその事業を廃止したときには、その対価の額（譲渡等の時の相続税評価額の５０％に相当する金額が下限になります。）を基に贈与（相続）税額等を再計算し、再計算した税額と過去５年間の必要経費不算入対価等の合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます（再計算した税額は納付）。

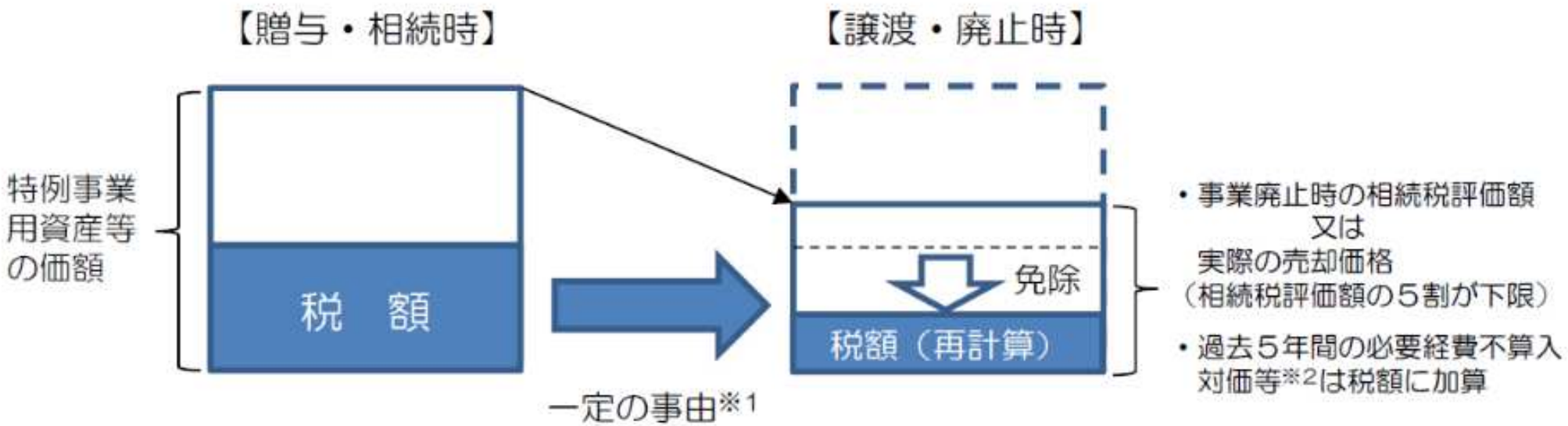

※１　特例事業用資産等に係る事業について、①直前３年中２年以上その事業に係る事業所得の金額が０未満の場合、②直前３年中２年以上その事業に係る総収入金額が前年を下回る場合、③後継者が心身の故障等によりその事業に従事できなくなった場合。

２　「必要経費不算入対価等」とは、後継者の親族など、特別関係者が当該事業に従事したことその他の事由により後継者から支払を受けた対価又は給与であって、所得税法第５６条又は第５７条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

TKC全国会

１．事業相続人等が事業を廃止した場合（注）

（注）破産手続開始決定があった場合や「事業の継続が困難な一定の事由」に該当する場合を除く。

２．その年の事業所得の総収入金額が零となった場合

３．特例事業用資産の全てが特例事業相続人等のその年の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されなくなった場合　など

©TKC全国会 2021

個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除

- 平成 31 年１月１日から令和１０ 年 12月 31 日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に贈与税の納税を猶予する。

- 特例事業受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年１月１日において 60 歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができる。

- 猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予制度と同様とする。

- 平成 31 年１月１日以後の贈与税について適用する。

TKC全国会

医療法　第39条

第39条

①病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

②前項の規定による法人は、医療法人と称する。

医療法第39条の内容

- ✓ 医療法人は、医療法の規定によってのみ設立することができる。
- ✓ 医療法人は、『社団』又は『財団』のどちらでも設立することができる。
- ✓ 医療法人は、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、又は、介護老人保健施設の開設を目的とするものでなければならない。

©TKC全国会 2021

１．個人事業の承継　資産・運転資金・職員の承継

- 院長個人に医療機関の債権・債務や資産が帰属している。また、従業員の雇用関係も個人に帰属している。
- ヒトである職員の承継、モノである医療施設や医療器械、カネである運転資金を先代先生に承継する必要がある。
- 事業承継から若をする際は、医療機関の資産・負債を中心に「遺言書（できれば公正証書遺言）」で方向性を示すことが望ましい。

２．法人事業の承継　社員・役員の地位、持分の承継

- 医療法人に医療機関の債権・債務や資産が帰属している。従業員との雇用関係も医療法人が主体で継続しやすい。契約関係も継続する。
  →医療事業を医療法人という「器（組織）」で一括承継することができる。
- 事業承継は、社員の入退社、理事長など役員変更、管理者変更と持分の承継手続となる。（日頃から出資者名簿・役員名簿などを整備しておく。）

©TKC全国会 2021

１．個人立医療機関の場合

- 開設者、管理者とも変更が必要となる。
  ※旧医療機関の廃止手続き、かつ、新医療機関の開設手続きとなる。
- 保険医療機関の番号変更や税務上の手続きなど開廃業に関するすべての手続が必要となる。

２．医療法人立医療機関の場合

- 開設者は医療法人のため、管理者・理事長の変更だけで承継ができる。
- 保険医療機関番号は継続で連続性がキープされる。

＊後継者への事業承継手続きが容易なのは医療法人！

©TKC全国会 2021

TKC全国会

１．一人医師医療法人ブーム

(1) 一人医師医療法人制度創設（昭和61年10月～）＋医師優遇税制の改正（平成元年～）により爆発的に個人開業医が法人化した。

(2) 平成元年5,063件設立。元年～4年で11,648件の一人医師医療法人設立。

(3) 設立後25年以上経過した医療法人の事業承継への対応が必要。

(4) 法人の形態は99%超が「持分あり」で「同族経営」。

２．相続・事業承継への対応

(1) 後継者はいるのか、いないのか。いる場合、身内か、他人（＝第三者承継）か

(2) 役員退職給与を誰にいくら支給するか。これをどう運用するか。

(3) 医療法人は解散するか、承継するか。（Ｍ＆Ａも検討、旧法の医療法人）

(4) 従業員の退職金準備など承継費用は準備できているか。

(5) COVID-19により廃業やM&Aをしようとする動きがある？

©TKC全国会 2021

１．功績倍率法

役員退職給与を支給している他の医療法人の中で、その医療法人と事業規模や退職役員の地位等が類似する法人を選定し、その「功績倍率」にその役員の適正な最終報酬月額及び勤続年数を乗じて計算する方法

（功績倍率法の算式）

退職時の適正な役員報酬月額×勤続年数×功績倍率

＝役員退職給与の適正額

２．「平均功績倍率法」と「最高功績倍率法」

判例では、「平均」が法令の趣旨に最も合致する合理的な方法とされ、採用例も数多い。これに対し、「最高」を用いる場合とは、同業類似法人の抽出基準が必ずしも十分ではない場合や、抽出件数が僅少であり、かつ、当該法人と最高倍率を示す同業類似法人とが極めて類似していると認められる場合などに限られる。

©TKC全国会 2021

１．退職所得金額の計算（半額課税）

（退職手当等の金額－退職所得控除額）×１／２（注）

（注）勤続年数5年以下の特定役員は「×１／２」できない。

２．退職所得控除額（非課税枠）

（１）勤続年数20年以下（法人化してからカウントする。）
40万円×勤続年数（1年未満の端数切上）

（２）勤続年数20年超
800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

３．退職所得は「分離課税」となる。（累進緩和）

※「退職所得の受給に関する申告書」提出で確定申告不要となる。

©TKC全国会 2021

１．死亡退職金の非課税枠

相続税では死亡退職金に非課税枠がある

「500万円　×　法定相続人の数」

２．弔慰金と相続税課税

相続税では、死亡原因に応じ以下の弔慰金が非課税とされる。

(1) 業務上の死亡‥‥普通給与（月給）の3年分

(2) 非業務上の死亡‥普通給与（月給）の半年分（6ヶ月）

©TKC全国会 2021

医療法人数（平成31年3月31日現在）

➢医療法人総数のうち、出資持分のある経過措置医療法人の占める割合は７１.6%。　453法人減。

平成31年3月31日現在

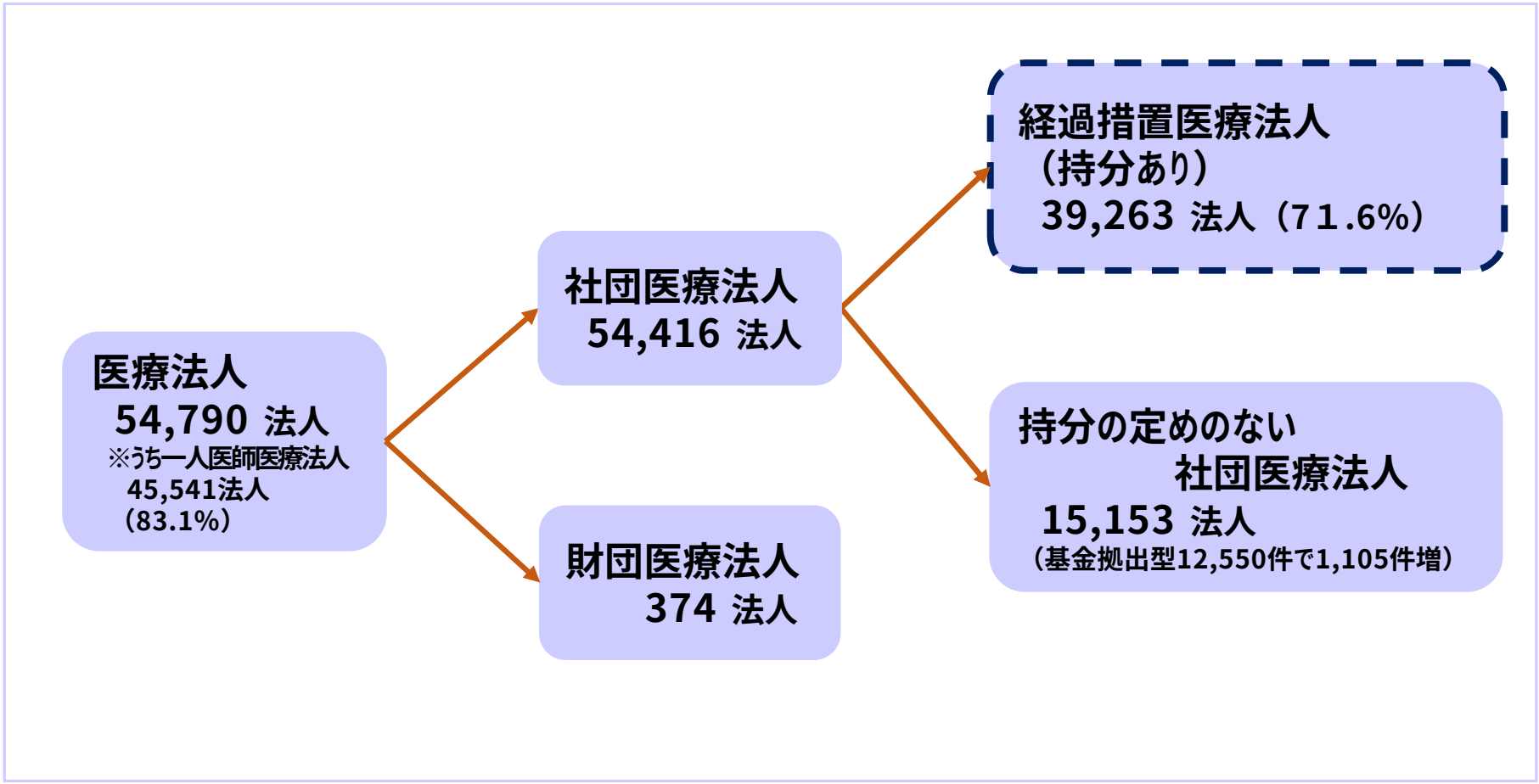

厚生労働省の調べによる

純資産が増えた場合の持分の評価額増加のイメージ

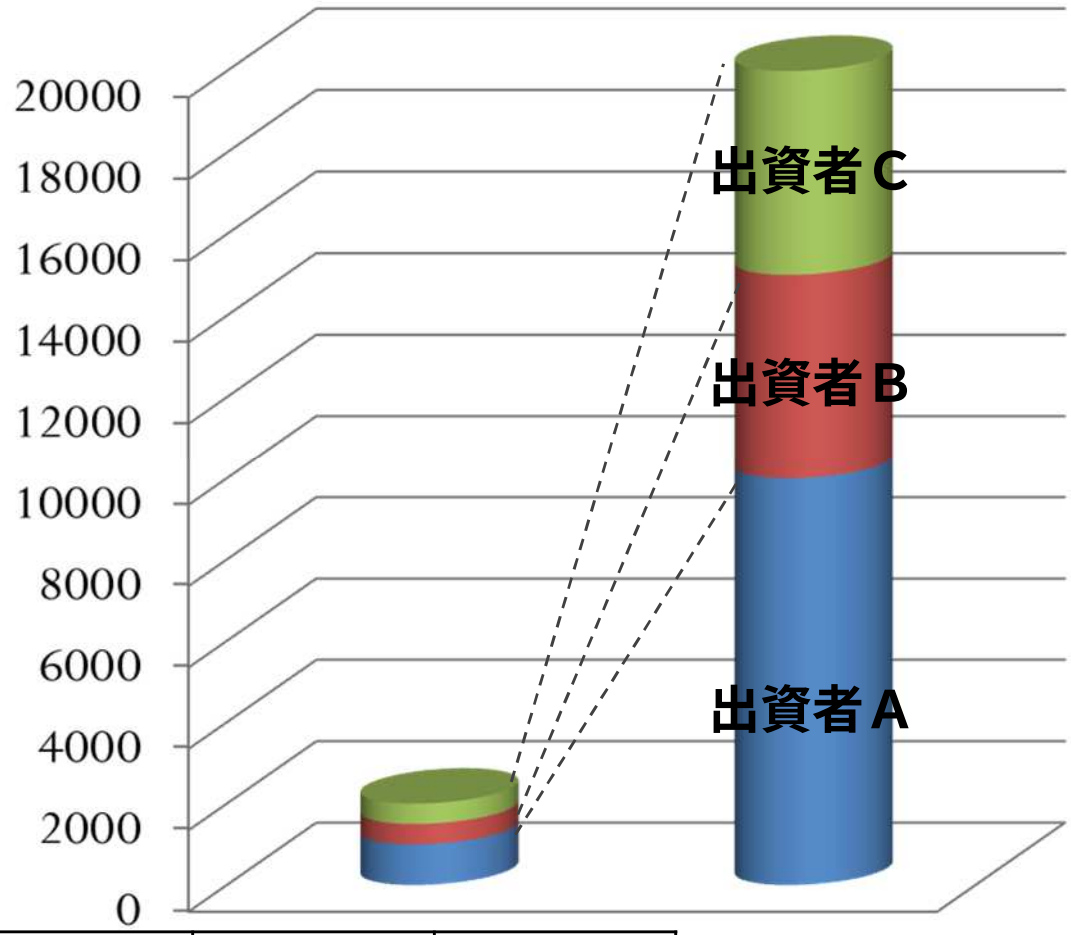

	設立時	現在
出資者A	1800万円	90,000万円
出資者B	600万円	30,000万円
出資者C	600万円	30,000万円

資産が**50倍**に増加
持分も**50倍**に増加

- 当初の出資額の比率割合に応じて持分割合が決定する。
- 残余財産・払戻しにおいては、その時点の法人資産を持分割合に応じて分配される。
- 「持分」は権利であり、相続・譲渡可能。

※法律上の定義

「持分」とは、「定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」
（平成26年改正医療法附則）

※最高裁判決(H22.4.8)

定款の「出資額に応じて返還を請求することができる。」との規定は、出資社員は退社時に同時点における法人の財産評価額に、同時点における総出資額中の当該出資社員の出資額が占める割合を乗じて算定される額の返還を請求することができることを規定したものと解するのが相当。

©TKC全国会 2021

持分評価が高い持分あり社団医療法人（地下１階）が相続・事業承継対策のため自主的に持分なし（１階）に定款変更し移行する場合

１階	持分なし社団医療法人
地下１階	経過措置医療法人 （含み益がタップリある）

注：移行が強制されることはない。
手続きは「定款変更」

しかし、

同族経営
特別の利益供与など

→

医療法人に
贈与税課税！！

持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について
（贈与税非課税基準について）

◎相続税法第66条第4項、同施行令第33条第3項及び解釈通知に基づき、以下の要件に該当する場合には、贈与税は非課税。（なお、税務当局の個別判断により課税されることがある。）

（１）　運営組織が適正であること

①一定の事項が定款等に定められていること（理事６人以上、監事２人以上　など）
②事業運営及び役員等の選任等が定款等に基づき行われていること
③その事業が**社会的存在として認識される程度の規模**を有していること

社会医療法人を想定した基準を採用する場合	又は	特定医療法人を想定した基準を採用する場合
社会保険診療等（介護保険･助産を含む）に係る収入金額が全収入金額の８０％超		社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の８０％超
自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一		自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一
医業収入が医業費用の１５０％以内		医業収入が医業費用の１５０％以内
役員及び評議員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を明示		役職員に対する報酬等が３，６００万円以下
病院、診療所の名称が医療連携体制を担うものとして医療計画に記載 ※がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）、都道府県知事が特に必要と認める医療		（病院の場合）４０床以上又は救急告示病院 （診療所の場合）１５床以上及び救急告示診療所
		差額ベッドが全病床数の３０％以下

（２）　**役員等（社員は含まれない）のうち親族・特殊の関係がある者は１／３以下であること （定款、寄附行為にその旨の定めがあること）**

（３）　法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと

（４）　残余財産を国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（持分の定めのないもの）に帰属させること （定款、寄附行為にその旨の定めがあること）

（５）　法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他公益に反する事実がないこと

©TKC全国会 2021

TKC全国会

１．持分放棄の手続き

- （社員全員の同意に基づく）「定款変更」
- 「持分なし」への移行日は定款変更の認可日となる。

２．医療法施行規則 第30条の39

（１号）社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することができる。

（２号）社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへ移行できないものとする。

※「後戻り」は禁止されているので注意！！

©TKC全国会 2021

持分なし医療法人への移行計画の認定制度について

認定制度の趣旨

医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための持分払戻などにより医業継続が困難になるようなことなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し、医療を継続して安定的に提供していけるようにするため、医療法人による任意の選択を前提としつつ、持分なし医療法人への移行について計画的な取組を行う医療法人を、国が認定する仕組みを導入。

※制度期間：平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間 ⇒ **令和5年9月30日まで延長**

計画認定を受けた医療法人への支援

- 税制措置：持分あり医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合や、持分あり医療法人の出資者が持分放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとして他の出資者にみなし贈与税が課される場合、その法人が認定を受けた医療法人であるときは、これらの相続税、贈与税の納税を猶予（最大3年間）等される。
- 融資制度：認定を受けた医療法人における出資者や相続人からの持分の払戻しに対する資金調達として、経営安定化資金を融資する。（福祉医療機構）

認定手続きの流れ

（持分あり医療法人）

持分なし医療法人への移行計画の認定を申請

→

（厚生労働省）

認　定

※計画期間中（最大３年）は、
①出資者に係る相続税の納税猶予
②出資者間のみなし 贈与税の納税猶予

→

（持分なし医療法人）

持分の放棄等＋定款変更（解散時の残余財産の帰属制限）により、移行完了

※移行計画の主な内容
・移行に向けた検討体制
・移行に向けたスケジュール
・出資者の状況と放棄見込　等

※大臣認定基準
・社員総会で議決の上申請している
・移行計画の内容が適切である
・移行計画が３年以内である

※移行の際の法人への贈与税は、　税務署の個別判断
※当該非課税基準
・理事6人、監事2人以上
・役員の親族要件1/3以下
・医療計画への記載　等

©TKC全国会 2021

改正前の認定医療法人制度(平成26年10月から平成29年9月までの制度)

29年9月までの認定医療法人制度の問題点

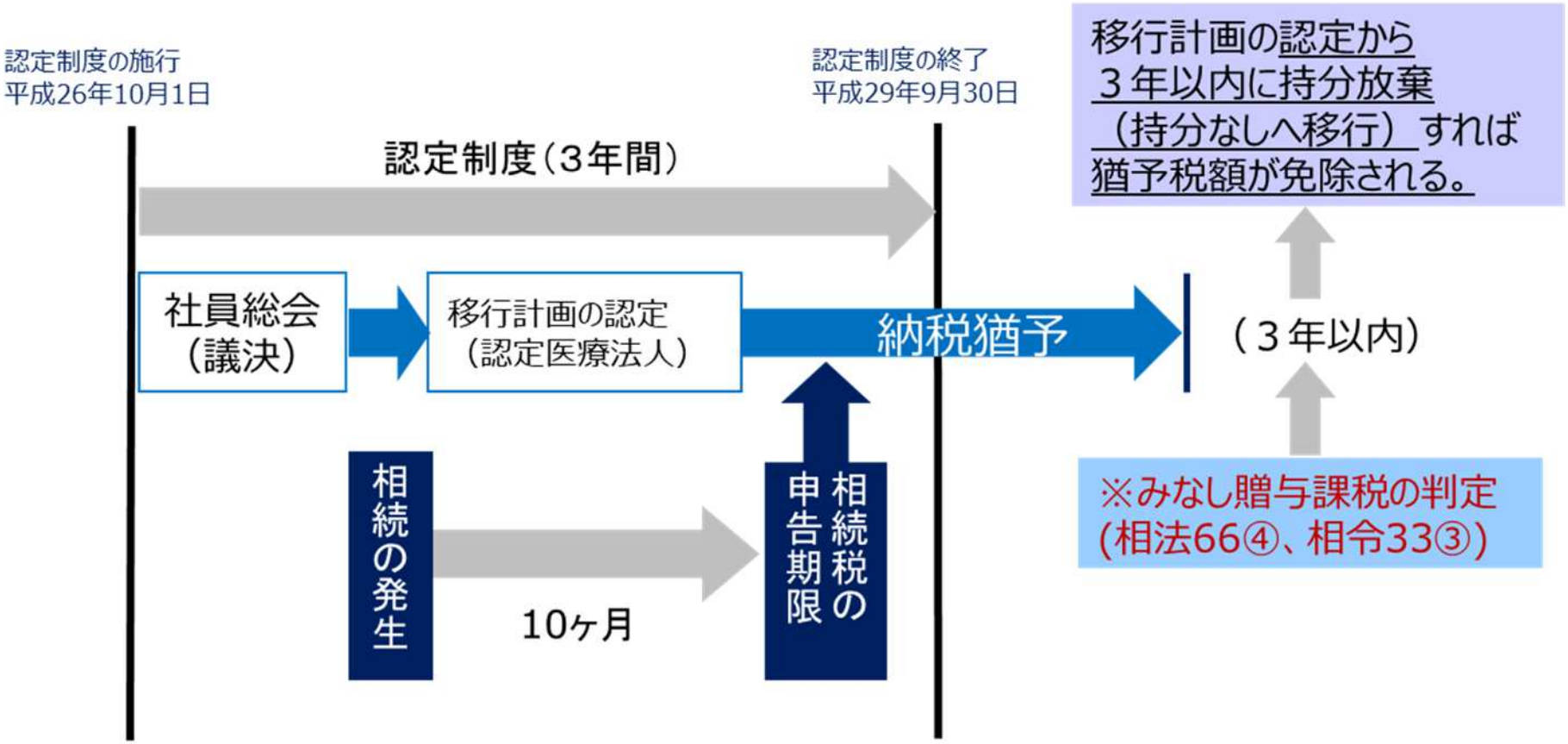

相続の場合、認定制度の施行期間内で、かつ、相続税の期限内申告書の提出期眼(相続開始から10ヶ月)までに、社員総会決議を経て、移行計画の認定を受け、相続税の納税猶予の手続きを行えば、納税猶予が受けられた。
しかし、不当減少要件をクリアしなければ医療法人に対して、みなし贈与税課税が発生。

出典：青木恵一　MMPGレジュメより

（みなし贈与課税問題）

医療法改正＆税制改正（措法）

「持分なし」への移行
（定款変更）

枠外

✓平成29年10月1日～令和５年9月30日

✓認定医療法人

※大臣認定基準

①社員総会で議決のうえ申請している
②移行計画の内容が適切である
③移行計画が３年以内である
④「運営に関する要件」を満たしている

✓持分なし移行時に相法66④は適用しない

✓６年以内の認定取消しは贈与税課税

相法66④贈与税課税の可能性

✓判定は相令33③による
①運営組織が適正
②役員の親族要件１/３以下
③特別の利益を与えない
④残余財産は国等に帰属
⑤法令違反等の事実なし

今まで通りの判定！

上記以外の医療法人

TKC全国会

☞ 令和2年度税制改正大綱（50ページ）

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を３年延長する。

☞ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案（令和3年5月28日）

⇨認定医療法人制度3年間延長

適用期限：令和5年9月30日まで

©TKC全国会 2021

認定医療法人制度の3年間延長（厚労省HP）

1．大綱の概要

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を３年延長する。

2．制度の内容

【認定要件】
- 社員総会の議決があること
- 移行計画が有効かつ適切であること
- 移行計画期間が3年以内であること
- 法人関係者に利益供与しないこと
- 役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること
- 社会保険診療に係る収入が全収入の８０％を超えていること　等

ただし、持分なし医療法人へ移行後６年を経過する日までの間に、認定要件を満たさなくなったときは、認定を取り消す。

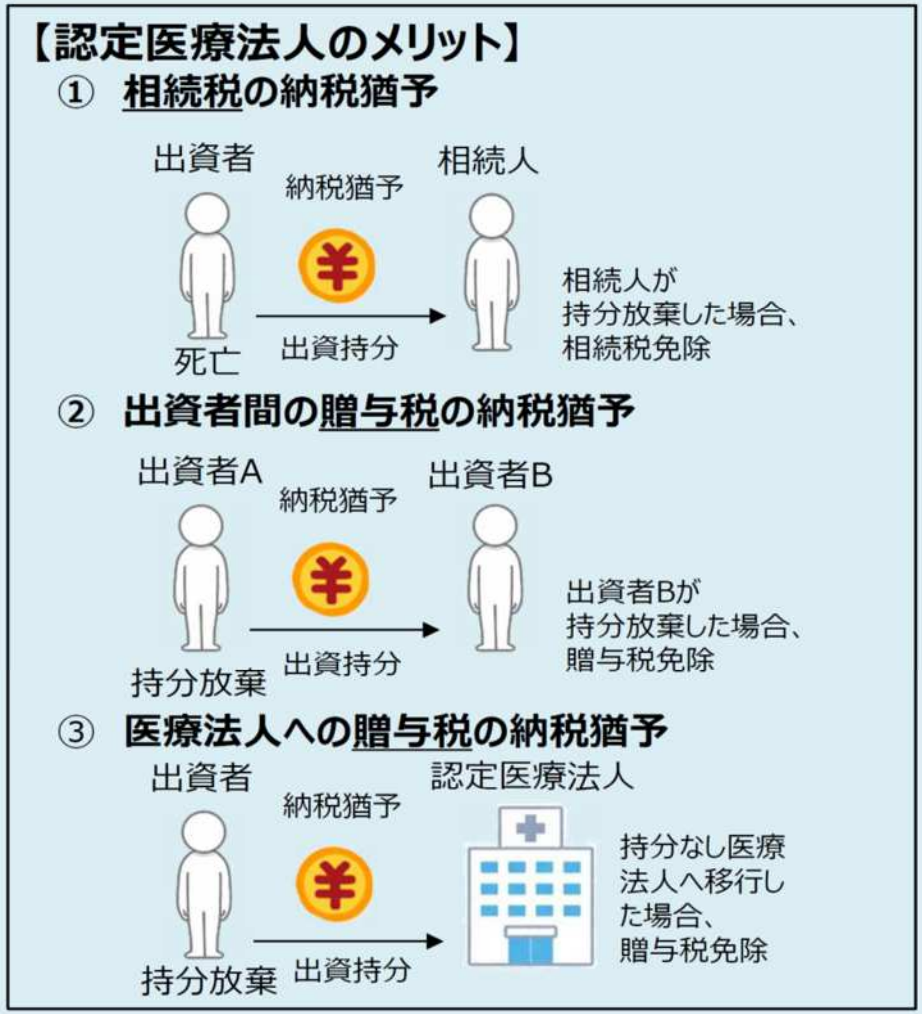

©TKC全国会 2021

TKC全国会

経過措置医療法人の「運営」と「事業」について、次のいずれにも該当すること

＜運営＞

①法人関係者に対し、特別利益を与えないこと

②役員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること

③株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと

④遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと

⑤法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽等の事実その他公益に反する事実がないこと

＜事業＞

⑥社会保険診療等（介護、助産、予防接種含む）に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること

⑦自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一基準でよること

⑧医業収入が医業費用の150%以内であること

©TKC全国会 2021

特別利益供与で留意が必要な点

Ｑ１　特別利益供与の有無を誰が判定するか…
Ｑ２　厚労省は、取引をどうやって把握するか…
Ｑ３　認定申請時に立入検査はあるのか…
Ｑ４　理事長専用の「社宅」は特別利益供与になるか…
Ｑ５　勤務医師招聘のための「医師専用社宅」は認められるか…
Ｑ６　理事長専用「車両」の留意点は何か…
Ｑ７　各種会員権はどうなる…
Ｑ８　MS法人との取引の留意点は何か…
Ｑ９　理事長個人が所有する建物は診療所として賃貸できるか…
Ｑ10　理事長の親族役員・親族従業員に給与は支払えるか…
Ｑ11　役員対象の生命保険には加入できるか…
Ｑ12　過去に特別利益供与があった場合には認定申請できないか…

©TKC全国会 2021

平成29年10月1日以後の認定医療法人の取扱い

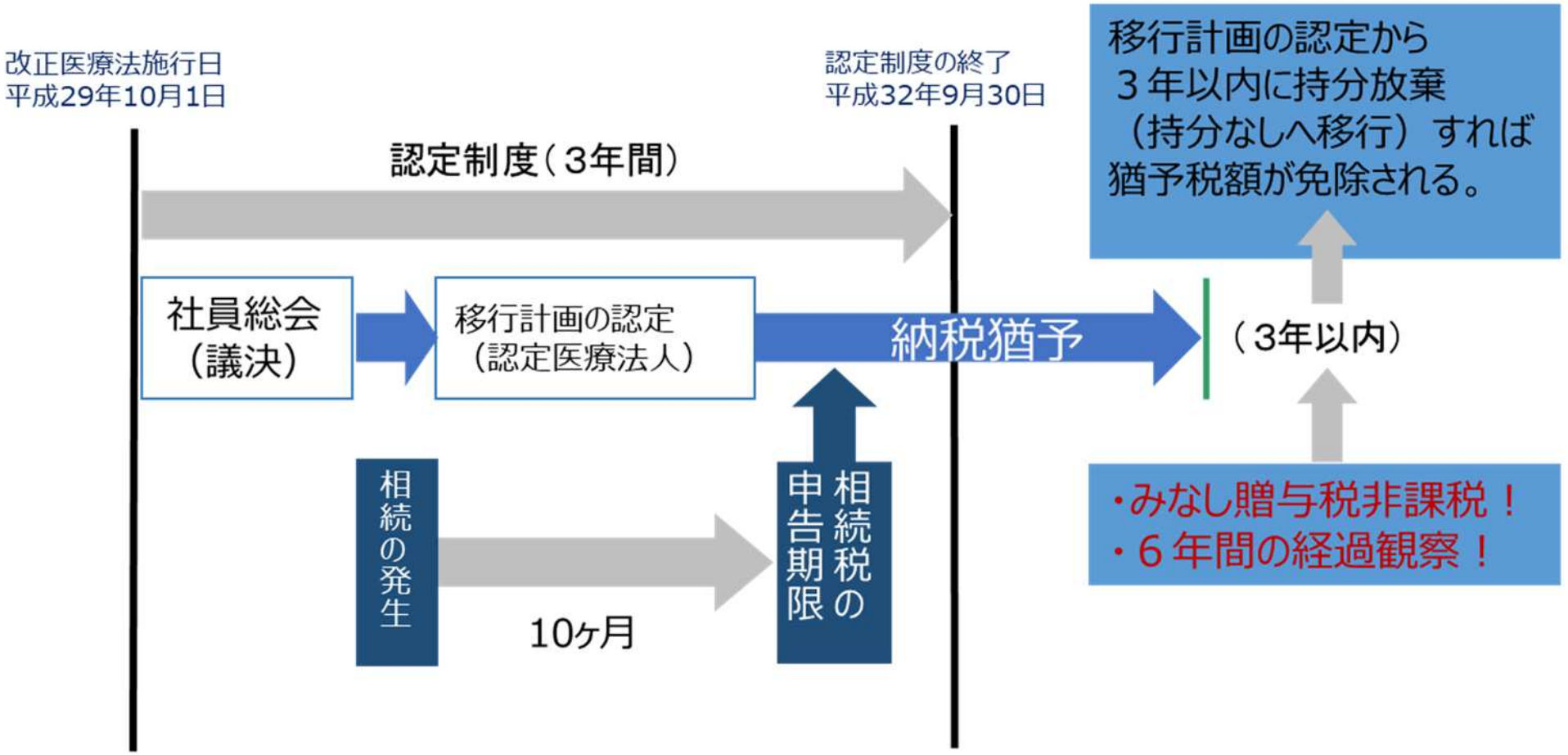

相続の場合、認定制度の施行期間（３年間）内で、かつ、相続税の期限内申告書の提出期眼(相続開始から10ヶ月)までに、移行計画の認定を受け、相続税の納税猶予手続きを行えば、納税猶予が受けられる。ただし、適正な「運営に関する要件」のクリアが条件。

令和2年4月1日以後の認定申請手続きの流れ

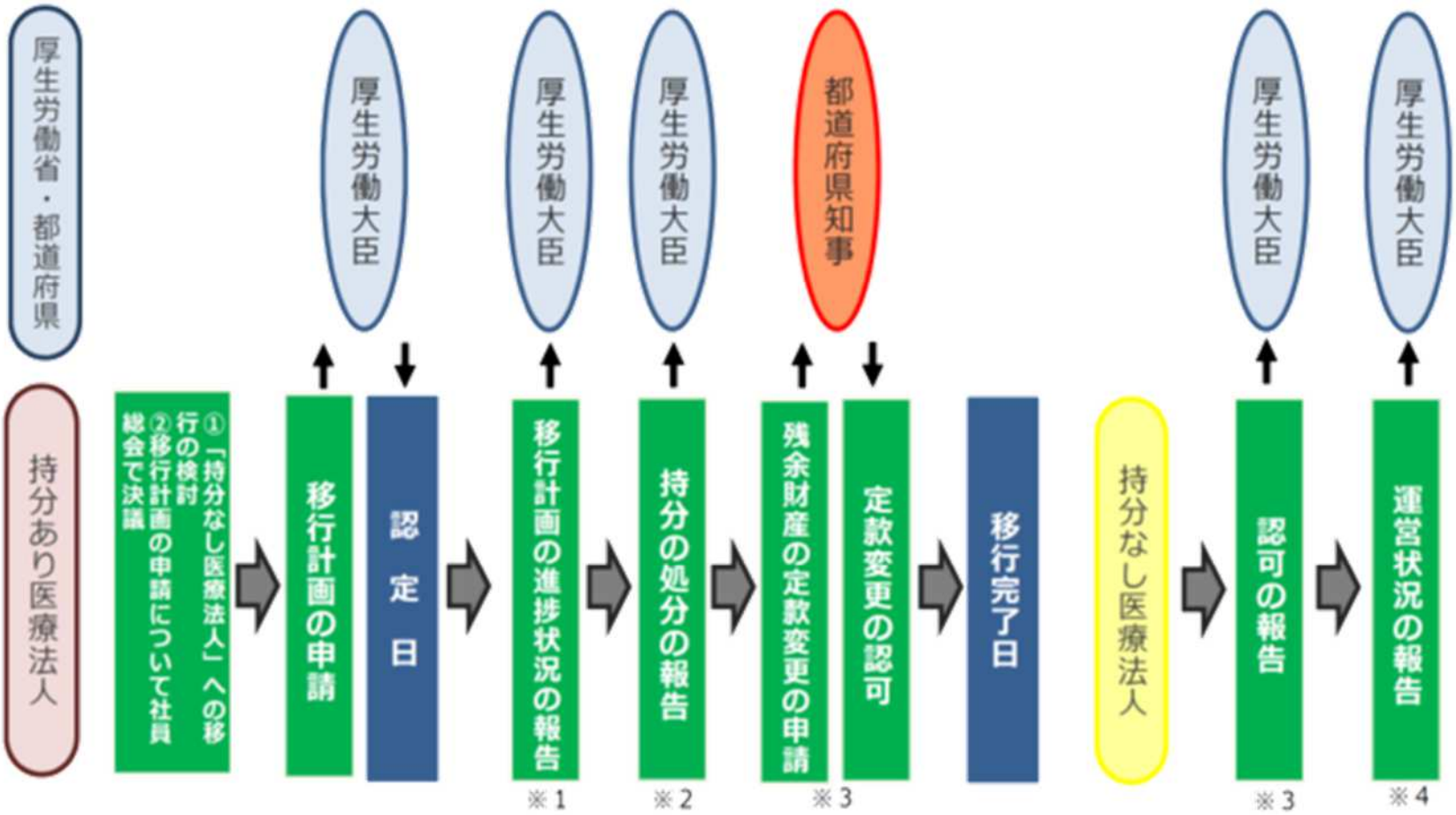

※1　移行期限内で、かつ、移行が完了するまでの間、認定日から1年を経過するごとに、3か月以内に厚生労働大臣に移行計画の進捗状況を報告する。
※2　移行期限内で、かつ、移行が完了するまでの間、出資者に持分の処分（放棄、払戻、譲渡、相続、贈与等）があった場合、3か月以内に厚生労働大臣に出資の状況を報告する。
※3　移行期限までに、残余財産の帰属先に関する定款変更の認可を受け、持分の定めのない医療法人への移行完了後、3か月以内に厚生労働大臣に定款変更の認可を受けた報告を行う。
※4　移行完了後、
①5年を経過するまでの間…1年を経過するごとに、3か月以内に厚生労働大臣に運営状況を報告する。
②5年を経過してから6年を経過するまでの間…5年10か月を経過する日までに厚生労働大臣に運営状況を報告する。

©TKC全国会 2021

移行計画認定の申請書類（改正前・改正後）

TKC全国会

改正前（令和2年3月31日）まで

移行計画認定の申請書類※1

イ　移行計画認定申請書（附則様式第1）

ロ　移行計画（附則様式第2）

ハ　定款変更案（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したもの）及び新旧対照表

ニ　出資者名簿（附則様式第3）

ホ　社員総会の議事録（移行計画の申請、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更）

ヘ　直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書

ト　運営に関する要件該当の説明資料

改正後（令和2年4月1日）以降

移行計画認定の申請書類※1

イ　移行計画認定申請書（附則様式第1）

ロ　移行計画（附則様式第2）

ハ　定款（申請時点のもの）

ニ　出資者名簿（附則様式第3）

ホ　社員総会の議事録（移行計画の申請）

ヘ　直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書

ト　運営に関する要件該当の説明資料

※1　移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、イ～トを厚生労働大臣に提出する。

©TKC全国会 2021

TKC全国会

□財産状況等

- 相続人は後継者であるAのみである。
- 出資持分の相続税評価額5億円（出資額1,000万円、利益剰余金部分：4億9,000万円）、その他の財産は1億円で相続財産の合計額は6億円である。
- 認定医療法人制度を利用し、納税猶予を受けて、「持分なし」へ移行する。

【１．本来の相続税額】

- 課税遺産額：6億円－（3,000万円＋600万円×1人）＝5億6,400万円
- 相続税額：5億6,400万円×50%－4,200万円＝2億4,000万円

【２．相続税の納税猶予額】 ※持分なしに移行した時点で猶予税額は免除される。

- 課税遺産額：5億円－（3,000万円＋600万円×1人）＝4億6,400万円
- 相続税額：４億6,400万円×50%－4,200万円＝1億9,000万円

【３．相続税の納税額】

- （1－2）＝5,000万円の相続税を納税する。

©TKC全国会 2021

□財産状況等

- 相続人は後継者であるAのみである。
- 出資持分の相続税評価額5億円（出資額1,000万円、利益剰余金部分：4億9,000万円）、その他の財産は1億円で相続財産の合計額は6億円である。
- 認定医療法人制度を利用し、相続開始前に「持分なし」へ移行した。

【本来の相続税額】 ※相続が開始したときには持分は消滅している。

- 課税遺産額：1億円－（3,000万円＋600万円×1人）＝6,400万円
- 相続税額：6,400万円×30%－700万円＝1,220万円の相続税を納税する。

©TKC全国会 2021

（平成18年改正医療法附則10条の6）

認定医療法人が新医療法人になった日から6年を経過したときは、当該認定医療法人が受けた附則第10条の3第1項の認定（附則第10条の4第1項の認定を含む。）は、その効力を失う。

- 附則10の3①認定　→　「移行計画の認定」
- 附則10の4①認定　→　「移行計画の変更認定」

相続税対策と相続（分割）対策

◇財産目録の作成

現状の財産と債務を把握（「マイナンバー」制度、「財産債務調書（注1）」制度、国外財産の把握）

（注1）所得２千万円超、かつ、年末時の財産額３億円（又は有価証券等だけで１億円）以上が対象。

（注2）「国外財産調書（5,000万円超）」制度、「CRS（共通報告基準）」情報による国外財産の把握

◇相続税額の試算（対策のスタート）

（おおよその相続税額を確認）○正味財産が**「3,000万円＋600万円×法定相続人数」**を超えるか

◇相続税対策と相続対策

1. **生前贈与**
   - ①受贈者に贈与税が課税される（一番急な累進税率が適用される）。
   - ②1月1日から12月31日までの暦年で区切って計算され、**１１０万円の基礎控除**がある。
   - ③従って、毎年継続して、コツコツと、多くの人に贈与することが有効となる！！
2. 評価引下げ
   - ①現金・預金から土地・建物など評価が下がるものへ財産をシフトすることが有効。
3. 納税資金・生活資金の確保
   - ①遺族に相続税の納税資金と生活資金を確保できるか（試算が必要）。
   - ②流動性の低い資産（土地など）から換金性の高い資産（現金預金・有価証券）へシフトか？
   - ③生命保険の加入を検討する（目的別に個人契約・医療法人契約を検討する。）。
4. **遺産分割対策**（民法改正、円滑化法の特例にも留意する。）
   - ①「遺留分」と「事業承継」を考慮して**遺言書**を作成する。
   - ②　遺留分　・直系尊属のみが相続人である場合は被相続人の財産の３分の１
     ・それ以外の場合は被相続人の財産の２分の１

贈与税の課税状況の推移

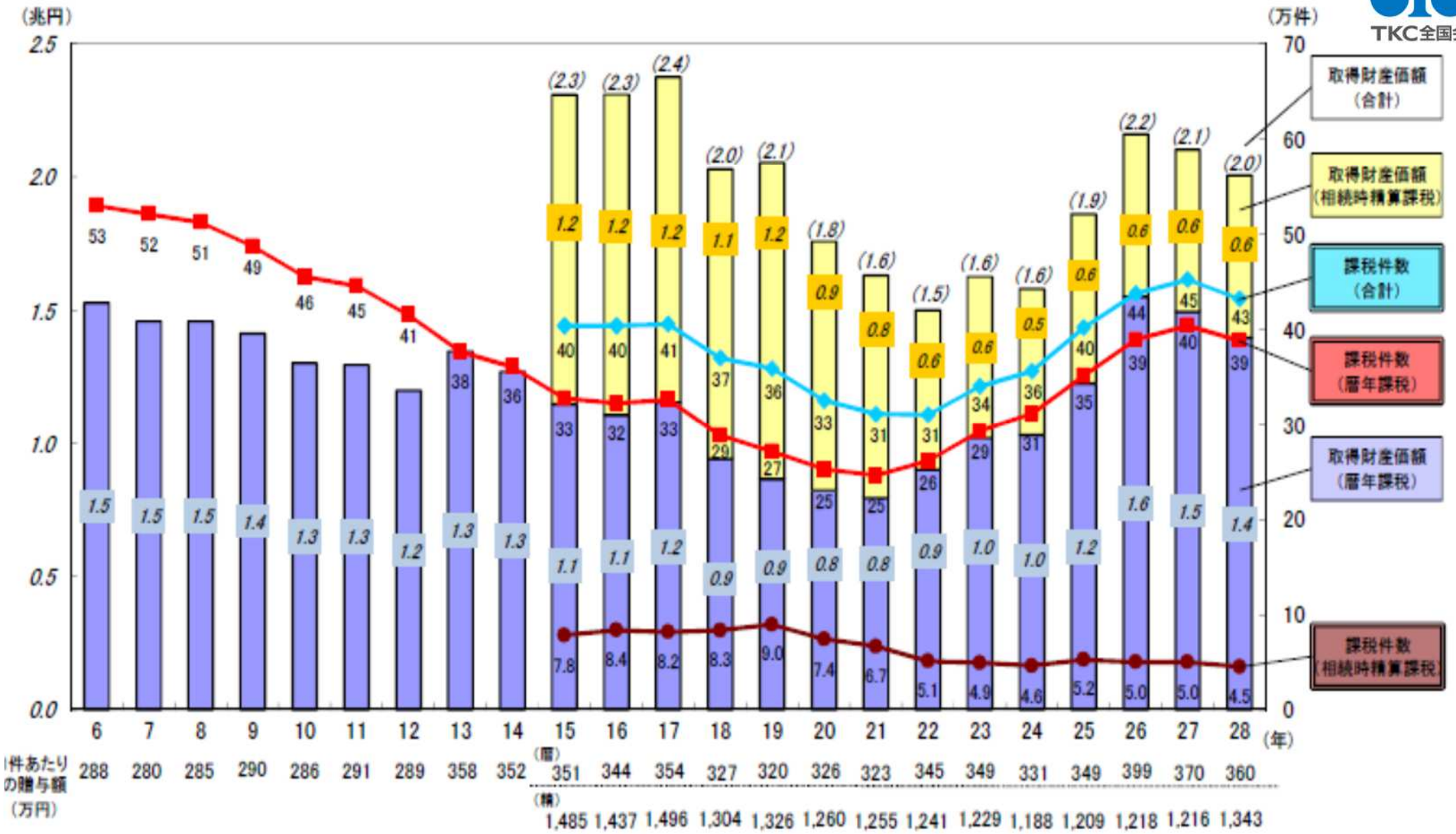

(備考)「国税庁統計年報書」による。なお、上記の内、(暦)は暦年課税分であり、(精)は相続時精算課税分である。

(注) 平成21～28年分には、「住宅取得等資金に係る非課税措置」により非課税とされた金額及び本特例により税額が算出されなかった者の件数は含まれていない。

１．贈与税の配偶者控除

・婚姻20年以上の夫婦間で、居住用不動産または居住用不動産を取得するための資金が贈与された場合は、基礎控除110万円の他に2,000万円まで非課税

２．教育資金の一括贈与

・直系尊属から、30歳未満の子・孫・ひ孫への教育費を贈与した場合、受贈者一人につき、1,500万円まで贈与税が非課税

・30歳に達した時点で、残額がある場合には、その時において贈与があったとされ、贈与税が課税されるので注意

３．住宅取得資金の贈与

４．結婚・子育ての贈与税非課税制度

©TKC全国会 2021

○レジュメに挿入した資料等の出所一覧

- 平成31年度及び令和2年度　与党税制改正大綱
- 厚生労働省　平成31年度税制改正資料（HPより）
- 経済産業省、中小企業庁　平成31年度税制改正資料（HPより）
- 報道機関向け平成31年度税制改正に関する説明資料
- 経済産業省、中小企業庁　「経営承継円滑化法」個人の事業用資産についての相続税、贈与税の納税猶予制度の概要（2019年4月施行）
- 国税庁「個人の事業用資産についての贈与税、相続税の納税猶予・免除（個人版事業承継税制）のあらまし（令和元年５月）
- 「持分の定めのない医療法人への移行認定制度の概要」
  ～令和2年4月1日　厚生労働省医政局医療経営支援課～
- 厚生労働省　令和2年度税制改正資料

©TKC全国会 2021

ご静聴ありがとうございました。

TKC全国会 医業・会計システム研究会

https://www.tkc.jp/igyou

END

©TKC全国会 2021